

改正後	改正前
<p>水道工事標準仕様書</p> <p>2026</p> <p>山武郡市広域水道企業団</p> <p>令和8年7月1日 施行</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>ページの修正</p> <p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">1. 総 則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1.1.4法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等(以下「関係法令等」という。)を遵守するよう、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に勤めなければならない。なお、関係法令等は以下に示すとおりであり、常に最新の改正状況等を確認すること。</p> <p>(25) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</p>	<p>水道工事標準仕様書</p> <p>2025</p> <p>山武郡市広域水道企業団</p> <p>令和7年4月1日 施行</p> <p style="text-align: center;">I 共通編</p> <p style="text-align: center;">1. 総 則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1.1.4法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等(以下「関係法令等」という。)を遵守するよう、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に勤めなければならない。なお、関係法令等は以下に示すとおりである。</p> <p>(25) 下請代金支払遅延等防止法</p>

### 1. 1. 21保険の付保及び事故の補償

5 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公署等用)を添付した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書」を建設工事請負契約締結後1か月以内(電子申請方式による場合にあつては、建設工事請負契約締結後40日以内)に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告遅延報告書」を提出しなければならない。

### 1. 1. 26週休二日対象工事の対応

受注者は、週休二日対象工事については、実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

### 1. 1. 27石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

### 1. 1. 28遠隔臨場の実施

遠隔臨場(動画用撮影カメラにより撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」等を行うことをいう。)を実施する場合の適用範囲や実施方法等については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」(千葉県企業局水道事業)によるものとする。

### 1. 1. 21保険の付保及び事故の補償

5 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公署等用)を添付した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書」を建設工事契約締結後1か月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告遅延報告書」を提出しなければならない。

### 1.2.5 施工計画書

1 受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。又、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。

### 1.2.22 建設副産物の処理

4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後5年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」）を利用し適正に登録・作成しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

7 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### 1.2.5 施工計画書

1 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。又、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。

### 1.2.22 建設副産物の処理

4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を利用し適正に登録・作成しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

8 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項で示した確認事項の確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

10 受注者は、建設発生土が再生資源促進計画に記載した搬出先（以下の（1）～（4）を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること。

- （1）国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- （2）他の建設現場で利用する場合
- （3）ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- （4）土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

### 1.3.3交通及び保安上の措置

11 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、**または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答**を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

### 1.3.3交通及び保安上の措置

11 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

## 2. 3 材料品目

### 2.3.1土砂

#### (2) 洗砂

① 洗砂は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の0.075mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、また、JIS A 5308**附属書JA**(レディミクストコンクリート用骨材)A.8砂利及び砂に規定されている塩化物量0.04%以下であることとする。

#### (3) 有機不純物質

① 細骨材に含まれる有機不純物質は、JIS A 1105 (**細骨材の有機不純物試験方法**) によって試験する。この場合砂の上部における溶液の色合いが、標準色より薄くなる細骨材を用いるものを標準とする。

② 砂の上部における溶液の色合いが標準色より濃い場合でも、その砂で作ったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの3%溶液で洗い、さらに水で十分洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の90%以上であればその砂を用いてよい。なお、モルタルの圧縮強度による砂の試験は、JIS A 1142 (**有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法**) の規定によるものとする。

### 2.3.5 セメント、混和材料、水

(6)受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿、固結しないように、これを貯蔵しなければならない。

#### 5 混和材料

(5) 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSC E-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」の規格に適合するものとする。

## 2. 3 材料品目

### 2.3.1土砂

#### (2) 洗砂

① 洗砂は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の0.075mm以下の通過質量百分率が6%以下であること、また、JIS A 5308**附属書A**(レディミクストコンクリート用骨材)A.8砂利及び砂に規定されている塩化物量0.04%以下であることとする。

#### (3) 有機不純物質

① 細骨材に含まれる有機不純物質は、JIS A 1105 によって試験する。この場合砂の上部における溶液の色合いが、標準色より薄くなる細骨材を用いるものを標準とする。

② 砂の上部における溶液の色合いが標準色より濃い場合でも、その砂で作ったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの3%溶液で洗い、さらに水で十分洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の90%以上であればその砂を用いてよい。なお、モルタルの圧縮強度による砂の試験は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の**附属書3**の規定によるものとする。

### 2.3.5 セメント、混和材料、水

(6)受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。

#### 5 混和材料

(5) 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSC E-D 102-2005 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」の規格に適合するものとする。

## 6 コンクリート用水

- (1) コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または J I S A 5308 附属書 J C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。

### 2.3.9 塗料

- 4 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。

J I S K 5621 (一般用さび止めペイント)

J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)

### 2.3.13 J I S、J W W A 及び J D P A 等の水道用材料

- 1 水道用品として使用する材料は、次の各号に掲げる J I S、J W W A、J D P A の規格品とする。ただし、規格は今後修正されることがあるため、最新データをフォローすること。

- (1) J I S 規格の水道用品

B 2062 水道用仕切弁

G 3443-1 水輸送用塗覆装鋼管—第 1 部：直管

G 3443-2 水輸送用塗覆装鋼管—第 2 部：異形管

G 3443-3 水輸送用塗覆装鋼管—第 3 部：長寿命形プラスチック被覆

G 3443-4 水輸送用塗覆装鋼管—第 4 部：内面エポキシ樹脂塗装

## 6 コンクリート用水

- (1) コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書 C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。

### 2.3.9 塗料

- 4 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。

J I S K 5621 (一般用さび止めペイント)

J I S K 5622 (鉛丹さび止めペイント)

J I S K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)

J I S K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)

J I S K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)

J I S K 5627 (ジンククロメートさび止めペイント)

J I S K 5628 (鉛酸ジンククロメートさび止めペイント)

J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)

### 2.3.13 J I S、J W W A 及び J D P A 等の水道用材料

- 1 水道用品として使用する材料は、次の各号に掲げる J I S、J W W A、J D P A の規格品とする。ただし、規格は今後修正されることがあるため、最新データをフォローすること。

- (1) J I S 規格の水道用品

B 2062 水道用仕切弁

G 3443-1 水輸送用塗覆装鋼管—第 1 部：直管

G 3443-2 水輸送用塗覆装鋼管—第 2 部：異形管

G 3443-3 水輸送用塗覆装鋼管—第 3 部：外面プラスチック被覆

G 3443-4 水輸送用塗覆装鋼管—第 4 部：内面エポキシ樹脂塗装

### 3. 工 事

#### 3. 1 工事一般

##### 3.3.3 杭基礎工

(14) 受注者は、杭の施工を行うにあたり、J I S A 7201 (既製遠心力コンクリートくいの施工標準) 6. 施工 7.4くい施工で 7.4.2 (埋込み工法) を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式、またはコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、受注者は、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

(15) 受注者は、既製コンクリート杭の施工にあたり、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類、杭の打込み、杭の埋込み、杭の継手等について、J I S A 7201 (既製遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。

#### 4 場所打杭工

(1) 受注者は、試験杭の施工にあたっては、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。

### 3. 工 事

#### 3. 1 工事一般

##### 3.3.3 杭基礎工

(14) 受注者は、杭の施工を行うにあたり、J I S A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) 6. 施工 7.4くい施工で 7.4.2 (埋込み工法) を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式、またはコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、受注者は、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

(15) 受注者は、既製コンクリート杭の施工にあたり、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類、杭の打込み、杭の埋込み、杭の継手等について、J I S A 7201 (遠心力コンクリートくいの施工標準) の規定によらなければならない。

#### 4 場所打杭工

(1) 受注者は、試験杭の施工にあたっては、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。設計図書に示されていない場合には、各基礎毎に試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。

### 3. 4 コンクリート工

#### 3.4.2適用すべき諸基準

1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）

土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）

土木学会 コンクリートのポンプ施工指針

国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について

国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について

土木学会 鉄筋定着・継手指針

(公社) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事

#### 3.4.3工場の選定

2 J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめためたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

### 3. 4 コンクリート工

#### 3.4.2適用すべき諸基準

1 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）

土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）

土木学会 コンクリートのポンプ施工指針

国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について

国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について

土木学会 鉄筋定着・継手指針

(公社) 日本鉄筋継手圧接協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事

#### 3.4.3工場の選定

2 J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめためたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

### 3.4.5現場練りコンクリート

- (4) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を**所定の計量値の許容内**で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。
- (8) 計量**値の許容差**は、1回計量分に対し、表 3. 3計量**値**の許容誤差の値以下とする。
- (9) 連続ミキサを使用する場合、各材料は**体積**で計量してよいものとする。その計量**値の許容差**は、ミキサの容量によって定められる**所定の時間**当たりの計量分を質量に換算して、表 3.3 計量**値**の許容差の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などにに基づき、**所定の時間**当たりに計量する**体積**を適切に定めなければならない。
- (10) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

表 3.3 計量**値**の許容差

材料の種類	計量 <b>値</b> の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量**値**の許容差の**最大値**は、1 (%) 以内

- (11) 受注者は、各材料を一**バッチ**分ずつ**質量**で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は表 3. 3計量**値**の許容差に示した許容差以下である場合には、**体積**で計量してもよいものとする。なお、一**バッチ**の量は、工事の種類、コンク

### 3.4.5現場練りコンクリート

- (4) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。
- (8) 計量誤差は、1回計量分に対し、表 3. 3計量の許容誤差の値以下とする。
- (9) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表 3.3 計量の許容誤差の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。
- (10) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

表 3.3 計量の許容誤差

材料の種類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

- (11) 受注者は、各材料を一練り分ずつ**重量**で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事

リートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

## 2. 練混ぜ

- (1) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、J I S A1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及びJ S C E-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

### 3.4.8 締固め

- 1 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等の棒状バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレーターを使用しなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、棒状バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるよう入念に締固めなければならない。

の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

## 2. 練混ぜ

- (1) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、J I S A1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

### 3.4.8 締固め

- 1 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるよう入念に締固めなければならない。

### 3.4.10養生

2 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、濡らした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表 3.4の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。

表 3.4 コンクリートの湿潤養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熟ポルトランドセメント	低熟ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

〔注〕寒中コンクリートの場合は、3.4.13寒中コンクリートの規定による。

養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

### 3.4.13寒中コンクリート

13 受注者は、養生中は、湿潤状態でかつコンクリートの温度を 5℃以上に保たなければならない。なお、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3.5の日数以上とし、養生期間後、更に 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3.4に示す期間も満足する必要がある。

### 3.4.10養生

2 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、濡らした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表 3.4の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。

表 3.4 コンクリートの養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

〔注〕寒中コンクリートの場合は、3.4.13寒中コンクリートの規定による。

養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

### 3.4.13寒中コンクリート

13 受注者は、養生中は、コンクリートの温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3.5の日数以上とし、養生期間後、更に 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。

表 3.5 寒中コンクリートの湿度制御養生期間 (断面の大きさが普通の場合)

5℃以上の湿度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

(注) W/C=55%の場合の標準的養生期間を示した。W/Cがこれと異なる場合は適宜増減する。

### 3.4.14 暑中コンクリート

6 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。

### 3.4.16 水密コンクリート

5 受注者は、水密コンクリートには、良質のAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能減水剤、又は、良質のポズラン等を用いなければならない。

9 受注者は、型枠の締付け材について、漏水に対して悪影響を及ぼさないものを用いなければならない。

### 3.6.3加工

3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

表 3.5 寒中コンクリートの養生期間

構造物の露出状態	養生温度	セメントの種類断面：普通の場合		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド普通ポルトランド+促進剤	混合セメントB種
(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

### 3.4.14 暑中コンクリート

6 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。

### 3.4.16 水密コンクリート

5 受注者は、水密コンクリートには、良質のAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能減水剤、又は、良質のポズラン等を用いなければならない。

9 受注者は、型枠の締付け材について、漏水に対して悪影響のないものを用いなければならない。

### 3.6.3加工

3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 3. 1 1 植栽工

#### 3.11.1一般事項

(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除き、きれいに除草しなければならない。

### 3. 1 1 植栽工

#### 3.11.1一般事項

(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。

### 3.11.2材料

表 3.6 公共用緑化樹木等の品質寸法基準（案）における用語の定義

用語	定義
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なおヤシ類など特殊樹あって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。 この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。 幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。 なお、「根本周」と特記する場合は、幹の根本の周長をいう。
枝張（葉張）	樹木等の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立（物）	樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお、株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。
株立数	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については、以下のように定める。 2本立 - 1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達

### 3.11.2材料

表 3.6 公共用緑化樹木等の品質寸法基準（案）における用語の定義

用語	定義
樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根本周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
	樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立 - 1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
	樹木等を植付ける栽培容器をいう。
	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したものの。
	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

	しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。	
単幹	幹が、根元近くから分岐せず1本であるもの。	
根針	樹木等の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。	
ふるい掘り	樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。	
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。	
コンテナ	樹木等を植え付ける栽培容器をいう。	
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。	
寄せ株育成物	数本の樹木等を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。	
接ぎ木物	樹木等の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。	

表 3.7 品質規格表 (案) [樹姿]

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹(高木にのみ適用)	幹が、樹種の特성에応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表 3.7 品質規格表 (案) [樹姿]

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹(高木にのみ適用)	幹が、樹種の特성에応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
	配分が四方に均等であること。
	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表 3.8 品質規格表 (案) [樹勢]

項目	規格
生育	健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻き やコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色・変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮(肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 3.8 品質規格表 (案) [樹勢]

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色・変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 3.9 シバ類の品質規格表 (案)

項目	規 格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、委縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込であること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等が混入していないこと。また、根際に 刈りカスや枯れ葉等が堆積していないこと。

表 3.10 その他地被類の品質規格表 (案)

項目	規 格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 3.9 シバ類の品質規格表 (案)

項目	規 格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、委縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込であること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で生き生きしていること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に 刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表 3.10 その他地被類の品質規格表 (案)

項目	規 格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

### 3.11.6 地被類植栽工

1 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かに灌水しなければならない。

### 3.11.9 花壇植栽工

(3)受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かに灌水しなければならない

### 3.11.10 樹木養生工

2 受注者は、寒冷紗巻きの施工については、設計図書によらなければならない。  
4 受注者は、空気の施工については、設計図書によらなければならない。

### 3.11.13 芝生保護工

2 受注者は、芝生プロテクターの施工については、設計図書によらなければならない。

## 3. 1 2 移植工

### 3.12.1 一般事項

(14)受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除き、きれいに除草しなければならない。

### 3.12.3 根回し工

3 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。

### 3.11.6 地被類植栽工

1 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。

### 3.11.9 花壇植栽工

(3)受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない

### 3.11.10 樹木養生工

2 受注者は、寒冷紗巻きの施工については、設計図書によらなければならない。  
4 受注者は、空気の施工については、設計図書によらなければならない。

### 3.11.13 芝生保護工

2 受注者は、芝生プロテクターの施工については、設計図書によらなければならない。

## 3. 1 2 移植工

### 3.12.1 一般事項

(14)受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。

### 3.12.3 根回し工

3 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。

### 3.12.4 高木移植工

- 1 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、3.11.3 (高木植栽工) の規定による。

## 3.15 柵工

### 3.15.2工法

#### (1) 人止柵

- ① 木杭・コンクリート杭の曲がり角・端部は、控え等を入れて補強しなければならない。

## II 管路工事

### 6. 鋼管製作並びに接合工事

#### 6.2 工場製作

##### 6.2.2 外面塗覆装

- 1 管の外面塗覆装は、JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆) による。

#### 6.4 現場塗覆装

##### 6.4.2 現場塗覆装

- 1 管の外面塗覆装は、次によるものとする。

- (1) 管の外面塗覆装は、JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆) によるものとし、被覆厚さは厚 3.0mm 以上とする。

##### 6.4.3 検査

- (1) 外面塗覆装の事前検査

#### ①プラスチック被覆による場合

イ プライマー塗装前は、JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：長

### 3.12.4 高木移植工

- 1 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、3.11.3高木植栽工の規定による。

### 3.15.2工法

#### (1) 人止柵

- ① 木ぐい・コンクリートぐいの曲がり角・端部は、控え等を入れて補強しなければならない。

## II 管路工事

### 6. 鋼管製作並びに接合工事

#### 6.2 工場製作

##### 6.2.2 外面塗覆装

- 1 管の外面塗覆装は、JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆) による。

#### 6.4 現場塗覆装

##### 6.4.2 現場塗覆装

- 1 管の外面塗覆装は、次によるものとする。

- (1) 管の外面塗覆装は、JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆) によるものとし、被覆厚さは厚 3.0mm 以上とする。

##### 6.4.3 検査

- (1) 外面塗覆装の事前検査

#### ①プラスチック被覆による場合

イ プライマー塗装前は、JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：外

寿命形外面プラスチック被覆) に示されている下地処理が適切に行われているか確認すること。

- ロ プラスチック被覆前は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3 部：  
長寿命形外面プラスチック被覆) に示されているプライマーの塗装が適切に行われたか触手により確認すること。

(3) 外面塗覆装の完了後の検査

① プラスチック被覆による場合

イ J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3 部：長寿命形外面プラスチック被覆) に基づき、外観、被覆厚さ、管端未被覆長さ、ピンホール、付着性、付着強さ、ピール強度、衝撃強さ、表示等について確認を行うこと。  
その他、別途設計図書に定める場合はこれによるものとする。

③工場塗覆装鋼管を補修した場合

イ W S P 061 (水道用塗覆装鋼管現場塗覆装施工マニュアル) に基づき、外観、被覆厚さ、ピンホール等について確認を行うこと。

## 1 3. 管名称等の明示要領

### 2 明示シート

#### (3)埋設方法

②明示シートは、路面(計画高さ)の舗装構成による路盤と路床の間に管布設延長と同延長埋設するものとし、また舗装構成が土砂のみの場合は路面(計画高さ)から 300 mmに埋設する。

面プラスチック被覆) に示されている下地処理が適切に行われているか確認すること。

- ロ プラスチック被覆前は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3 部：  
外面プラスチック被覆) に示されているプライマーの塗装が適切に行われたか触手により確認すること。

(3) 外面塗覆装の完了後の検査

① プラスチック被覆による場合

イ J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3 部：外面プラスチック被覆) に基づき、外観、被覆厚さ、管端未被覆長さ、ピンホール、付着性、付着強さ、ピール強度、衝撃強さ、表示等について確認を行うこと。その他、別途設計図書に定める場合はこれによるものとする。

③工場塗覆装鋼管を補修した場合

イ W S P 061-2001 (水道用塗覆装鋼管現場塗覆装施工マニュアル) に基づき、外観、被覆厚さ、ピンホール等について確認を行うこと。

## 1 3. 管名称等の明示要領

### 2 明示シート

#### (3)埋設方法

②明示シートは、路面(計画高さ)から 40 cm下に管布設延長と同延長埋設するものとする。ただし、舗装構成が、40 cm以上の場合は、路盤の最下面に布設するものとする。

## 1 4. 工事完成図作成要領

### 6 記載事項

#### (1) 標 題

標題の様式は、図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下の縁取りに付けること。

#### (2) 案内図 (位置図)

① 工事路線の所在地を示すもので、町名、番地、目標となる著名な建物、国道の路線名及び配管網が明確に表示された図面とすること。

#### (10) オフセット図

ハ 目標物までの距離は、次とおり測定すること。

- ・マンホールを引照点とする場合は、マンホールの中心から測定すること。
- ・塀、建物を引照点とする場合は、塀、建物の角から測定すること。
- ・側溝を引照点とする場合は、側溝の曲がり角(民地側)、又は、集合柵の中心からと測定すること。
- ・境界杭を引照点とする場合は、境界点から測定すること。又、埋設標の場合も同様とすること。
- ・塀、建物、側溝の壁面(直部)を引照点とする場合は、これらの壁面(直部)の角からの位置を別に測定すること。
- ・オフセットは小数第2位を四捨五入して、小数第1位とすること。

## 1 4. 工事完成図作成要領

### 6 記載事項

#### (1) 標 題

標題の様式は、図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下に右辺及び下辺は縁取りに付け、また、縁取りは12mm程度用紙の端から離すこと。

#### (2) 案内図 (位置図)

① 工事路線の所在地を示すもので、町名、番地、目標となる著名な建物、国道の路線名及び配管網が明確に表示されるような図面とすること

#### (10) オフセット図

ハ 目標物までの距離は、次とおり測定すること。

- ・マンホールを引照点とする場合は、マンホールの中心から測定すること。
- ・塀、建物を引照点とする場合は、塀、建物の角から測定すること。
- ・側溝を引照点とする場合は、側溝の曲がり角(民地側)、又は、集合柵の中心からと測定すること。
- ・境界杭を引照点とする場合は、境界杭の中心から測定すること。又、埋設標の場合も同様とすること。
- ・塀、建物、側溝の壁面(直部)を引照点とする場合は、これらの壁面(直部)の角からの位置を別に測定すること。

図-1 標題の様式及び位置

占用許可番号	許可年月日等

令和〇〇年度 竣工図

工 事 名 称							
図 面 名 称							
図 面 枚 数	葉 中	縮 尺					
完 成	年 月 日	工 事 番 号					
区 画 記 号	—	山武郡市広域水道企業団					
整理番号			施 工 業 者				

↑  
縁取線

縁取線

図-1 標題の様式及び位置

占用許可番号	許可年月日等

令和〇〇年度 竣工図

工 事 名 称							
図 面 名 称							
図 面 枚 数	葉 中	縮 尺					
完 成	年 月 日	工 事 番 号					
区 画 記 号	—	山武郡市広域水道企業団					
整理番号			施 工 業 者				

↑  
縁取線

12 mm

縁取線

12mm

## 18. 受注者提出書類

主な提出書類一覧表

	名 称	提 出 期 限	提出部数	摘 要
1	着 工 届	契約後7日以内	1	1・2・3・4を同時に提出する。様式-1
2	主任技術者等選任 通 知 書	〃	1	山武郡市広域水道企業団建設工事適正化指導要領に定める書式による。
3	工 事 工 程 表	〃	1	
4	保 安 施 設 図	〃	1	
5	前 払 金 請 求 書	必要の都度	1	当企業団前払金取扱要綱を参考とする。
6	建設副産物処理承認申請書	工事着手前	1	様式-2
7	工事カルテ受領書 ( 写 )	仕様書 1.2.23による。	2	打合せ簿にて提出
8	施工計画書	工事着手または施工方法が確定した時期	1	変更等のある場合は、監督職員の指示による。
9	再生資源利用促進 計画書	工事着手前	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
10	再生資源利用計画 書	〃	1	建設リサイクルガイドライン様式による。

## 18. 受注者提出書類

主な提出書類一覧表

	名 称	提 出 期 限	提出部数	摘 要
1	着 工 届	契約後7日以内	1	1・2・3・4を同時に提出する。様式-1
2	主任技術者等選任 通 知 書	〃	1	山武郡市広域水道企業団建設工事適正化指導要領に定める書式による。
3	工 事 工 程 表	〃	1	
4	保 安 施 設 図	〃	1	
5	前 払 金 請 求 書	必要の都度	1	当企業団前払金取扱要綱を参考とする。
6	建設副産物処理承認申請書	工事着手前	1	様式-2
7	工事カルテ受領書 ( 写 )	仕様書 1.2.23による。	2	打合せ簿にて提出
8	施 工 計 画 書	契約後30日以内(原則)	1	変更等のある場合は、監督職員の指示による。
9	建退共掛金収納書	〃	1	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルを参考とする。
10	下請業者選定通知 書	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。
11	施 工 体 制 台 帳	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。

1 1	建退共掛金収納書	契約後1ヶ月以内 (電子申請方式による場合は40日以内)	1	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルを参考とする。					る。
1 2	下請業者選定通知書	工事着手前	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。	1 2	施工体系図	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。
1 3	施工体制台帳	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。	1 3	工期延期承認願	必要の都度	1	様式-3
1 4	施工体系図	〃	1	建設工事適正化指導要領に定める様式による。	1 4	工事打合簿	〃	2	様式-4
1 5	工期延期承認願	必要の都度	1	様式-3	1 5	確認・立会願	〃	1	様式-5
1 6	工事打合簿	〃	2	様式-4	1 6	材料確認願	その都度	1	様式-6
1 7	確認・立会願	〃	1	様式-5	1 7	請負代金額の変更申請書	〃	1	様式-7
1 8	材料確認願	その都度	1	様式-6	1 8	工事事務報告書	〃	1	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルの様式による。
1 9	請負代金額の変更申請書	〃	1	様式-7	1 9	完成(出来形)届出書	工事完成時(出来形検査は、検査予定日の15日前)	1	様式-8
2 0	工事事務報告書	〃	1	千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルの様式による。	2 0	工事目的物引渡申出書	〃	1	様式-9
2 1	完成(出来形)届出書	工事完成時(出来形検査は、検査予定日の15日前)	1	様式-8	2 1	請求書	〃	1	
2 2	工事目的物引渡申出書	〃	1	様式-9	2 2	工事完成図	〃	1	作成は、当企業団完成図作成要領による。
					2 3	再生資源利用促進計画書及び実施書	〃	各1	建設リサイクルガイドライン様式による。
					2 4	再生資源利用計画書及び実施書	〃	各1	建設リサイクルガイドライン様式による。
					2 5	建設副産物処理調書	工事完成時	1	様式-10

2 3	請求書	〃	1	
2 4	工事完成図	〃	1	作成は、当企業団完成図作成要領による。
2 5	再生資源利用促進実施書	〃	各1	建設リサイクルガイドライン様式による。
2 6	再生資源利用計画書	〃	各1	建設リサイクルガイドライン様式による。
2 7	建設副産物処理調書	工事完成時	1	様式-10
2 8	配管技能者承認願	工事着手日	1	様式-11

[注] 上記に定めのない様式については千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルによるものとする。

2 6	配管技能者承認願	工事着手日	1	様式-11
-----	----------	-------	---	-------

[注] 上記に定めのない様式については千葉県作成の土木工事書類作成マニュアルによるものとする。